

令和 8 年度 仕様書

工事名称 川越地区消防局・川越北消防署新築植栽工事(その 2)

工事場所 川越市御成町 1 番ほか

【工事の概要】
川越地区消防局・川越北消防署新築に伴う植栽工事（その 2）である。
・植栽工事 一式
本工事は、「週休 2 日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。

[illegible]

[illegible]

川越地区消防局・川越北消防署 新築植栽工事（その2）

gL(2) 植栽工事(その2) 図面リスト	
01	特記仕様書
02	敷地付近見取図・案内図
03	配置図(現況図)
04	植栽平面図
05	外構詳細図(法面)

2026年7月

安井建築設計事務所

川越地区消防局・川越北消防署

新築植栽工事（その2）

工事設計図

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

埼玉県川越市御成町1番 ほか

2. 敷地面積

20.874.99㎡

3. 工事種目

1. 工作物

1）植込み土留

一式

2. 造園

1）樹木（芝張りとも）

一式

II. 建築工事仕様

（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、
○を付けたものを適用する。
○は共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 7 年版）（以下、「標準仕様書」という。）
○建築工事標準詳細図（令和 4 年版）（以下、「標準詳細図」という。）
・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（ / ）図、機械設備工事の特記仕様書は（ / ）図による。

（3）本特記仕様書の表記
1）項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、○印の付いたものを適用する。 / 印のみの場合は適用しない。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と ※印の付いた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4）[G] 印は、特定調達品目を示す。これらを調達する場合は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月19日変更閣議決定）」に定める判断の基準等を満たすものとする。

1
共通
事項

① 適用区分

建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びビスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含むし難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
（2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第20 条の7 第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20 条の7 第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第20 条の7 第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第20 条の7 第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

② 環境への配慮

(1.4.1)
（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びビスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含むし難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
（2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第20 条の7 第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20 条の7 第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第20 条の7 第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第20 条の7 第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③ 材料の品質等

(1.4.2)
（1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
（2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
（3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
（4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書等の写し等）を監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
（5）製造業者等に関する資料の提出を求める材料
無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、防水剤、錠前類、クローザ類、自動扉機構、現場発泡断熱材、フリースアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、錆鉄製ふた、グレーチング、屋上緑化システム、ポリマーセメントモルタル、床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフトレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト
（6）プレゼンボード（カラースキムボード）の作成
外装や内装仕上材の見本張りボードの作成に対する協力を行い、材料発注前に仕上材の型番や色調等について監督職員の承諾を受けること。

4 室内空気中の化学物質の濃度測定

(1.5.9)
（1）室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。
（2）測定対象室及び測定箇所数は仕上表による。
（3）測定は、バッシブ型採集機器により行う。
（4）測定方法及び測定結果の報告は、厚生労働省のガイドライン又は国土交通省が認める代替測定法により（許容濃度は25℃の場合とす）、報告書は3部提出すること。
測定時期は着工時、完成引き渡しの日か月前、家具備品などの搬入前とする。
施工条件については、下記及び標準仕様書による。
本工事は「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。
実施は、川越地区消防組合週休2日制適用工事要領（建築工事）（令和8年2月1日施行）によるものとする。要領は、川越地区消防組合のホームページで確認のこと。
※建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。
※本工事は川越地区消防組合ワンデーレスポンス対象工事である。
※再生資源利用(促進)計画書（実施書）、工事登録証明書（「コプリス・プラス」で入力したことの証明）を、施工計画作成時（施工完了後）に遅延なく提出すること。
※一般財団法人日本建設情報総合センター工事実績情報システム「CORINS」により、受注登録、竣工登録等を行い、登録内容確認書を提出すること。
※工事中に使用した範囲は清掃を行い現状復旧のこと。また、工事による汚損箇所については修復すること。
※工事搬出入口については、消防関係車両の出入りもあるため、通行の際には、十分注意をするとともに、消防活動の妨げにならないよう、併せて注意すること。

23
植栽及び屋上緑化工事

① 植栽地の確認等

(23.1.3)
土壌の水素イオン濃度指数（pH）試験 / 行う / 行わない
電気伝導度（EC）の試験 / 行う / 行わない

② 植栽基盤の整備

(23.2.2、4)
樹木の植栽基盤の整備
○適用する / 適用しない
植栽 工法 有効土層の厚さ（cm） 整備範囲 土壌改良材
○樹木 ※A種 樹高12m以上 ・素張り部分 ○適用する
・B種 （※100 ・120 ・150） ○植栽部分 ・適用しない
・C種 樹高7m以上～12m未満 ○図示
・D種 （※80 ・100） ・
樹高3m以上～7m未満 （※60 ・80）
樹高3m未満 （※50 ・60）
※20
・
○植栽部分 ○適用する
・図示 ・適用しない
※図示 ・
○設けない
植込み用土
○現場発生土の良質土 / 人口軽量土
土壌改良材
土壌改良材の適用
○適用する / 適用しない
種類及び指定量等
○バーク堆肥 [G] ※植栽範囲 ・図示
施工箇所 植栽基盤面積1㎡あたり （ 図示 ・ ）
使用量 植栽基盤面積1㎡あたり （ ・ 10L ・ ）
材料
「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、植替試験の調査の結果、害が認められないものとする

③ 樹木

(23.3.2)
樹種、寸法、株立数等 ※図示 ・

④ 支柱

(23.3.2、3)
支柱材 ※ 丸太（間伐材）[G] / 真竹 / 図示
防腐処理方法 ・ 加圧式防腐処理丸太材 ・
形式 ・ 図示 ・

⑤ 幹巻き用材料

(23.3.2)
材料 ※ 幹巻き用テープ ・ わら及びこも

⑥ 芝

(23.4.2、3)
種類 ※ コウライシバ ・ ノシバ ・ 図示
芝張りの工法
平地 ※目地張り / べた張り
法面 ・ 目地張り ※べた張り

7 吹付けは種

(23.4.2)
種子の種類 発芽率 種子の量（g/㎡） 備考
※洋芝類（採取後2年以内） ※発芽率80%以上
・

8 地被類

(23.4.2)
樹種 コンテナ径 単位面積当たりのコンテナ数 芽立数
・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示
・

⑨ 新植、芝等の枯補償、移植樹木の枯損補償

(23.3.4、6) (23.4.7)
新植樹木（芝張り、吹付けは種及び地被類を含む）の枯補償の期間
※引渡しの日から1年 ・ 無し ・
移植樹木の枯損処置を行う期間
※引渡しの日から1年 ・ 無し ・

10 屋上緑化 [G]

(23.5.2～4)
植栽基盤及び材料
・屋上緑化システム
土壌層の厚さ ・ 図示 ・
排水層 ・ 軽量骨材（層の厚さ： ） ・ 板状成型品
植込み用土 ※改良土 ・ 人工軽量土
樹木、芝及び地被類の樹種並びに種類、寸法、株立数等 ※ 図示 ・
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示 ・
（品質・性能等及び試験方法） 建築材料等品質性能表による
・屋上緑化軽量システム
樹木、芝及び地被類の樹種並びに種類、寸法、株立数等 ※ 図示 ・
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示 ・
（品質・性能等及び試験方法） 建築材料等品質性能表による
工法
1-1 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
支柱 ・ 設置する （形式 ・ 図示 ・ ）
かん水装置 ・ 設置する （種類 ・ 図示 ・ ）

⑥ 完成写真

工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。
撮影部位及び箇所数 形式・サイズ 提出媒体（CD-R） 画素数及び画質等 撮影者
外観正面：(15)箇所 電子データ（JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度） 4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの 建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者
上記と異なる外部：（ ）箇所、 電子データ（JPEGフルカラー） （3）枚 1280×960ピクセル以上かつ、撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質 任意
外部：(15)箇所、程度 電子データ（JPEGフルカラー） （3）枚 1280×960ピクセル以上かつ、撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質 任意
工事区分表による。これにより難しい場合は監督職員と協議する。

⑦ 他工事又は他工種との取合い

(2.2.4)
1 足場その他
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2)の手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

2 仮設工事

(2.2.4)
1 足場その他
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2)の手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

3 土工事

(3.2.3)
材料及び工法
※標準仕様書表3.2.1による
種別
・ A種 適用場所（ ）
・ B種 適用場所（ 埋戻しが発生する全方所 ）
・ C種 適用場所（ ）土質（ ）受渡場所（ ）
・ D種 適用場所（ ）
（品質）細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。
六価クロム溶出試験 ・ 行う（現場説明書による） ・ 行わない
・ 材料（ ） 工法（ ）
※ 現場説明書による ・ 構内指示の場所に堆積 ・ 構内指示の場所に敷き均し
・ 埋戻し及び盛土として利用するもの以外は構外搬出とする。
本工事により発生する建設発生土については、下記に示す土質改良プラントへの搬出を想定しているが、別施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得ること。
（1）受入側名称（土質改良プラント）
（2）土質及び処分量
（3）搬出時期
鋼矢板等の抜き後の処理 ※直ちに砂で充填する ・
山留めの存置 ・ 行う（存置範囲 ※図示 ・ ）

4 省略

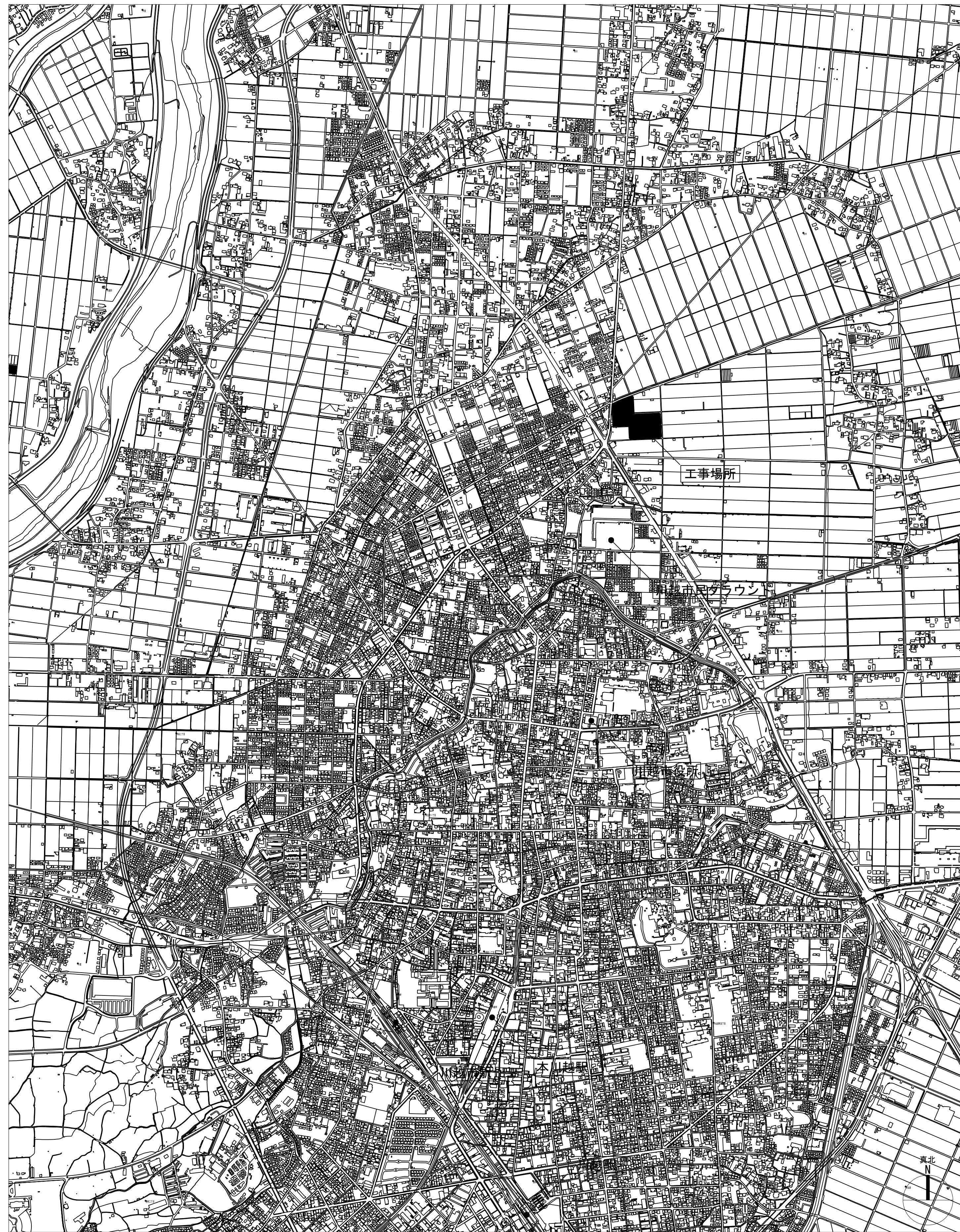
(3.3.3)
3 山留めの撤去
鋼矢板等の抜き後の処理 ※直ちに砂で充填する ・
山留めの存置 ・ 行う（存置範囲 ※図示 ・ ）

川越地区消防局・川越北消防署新築植栽工事（その2）

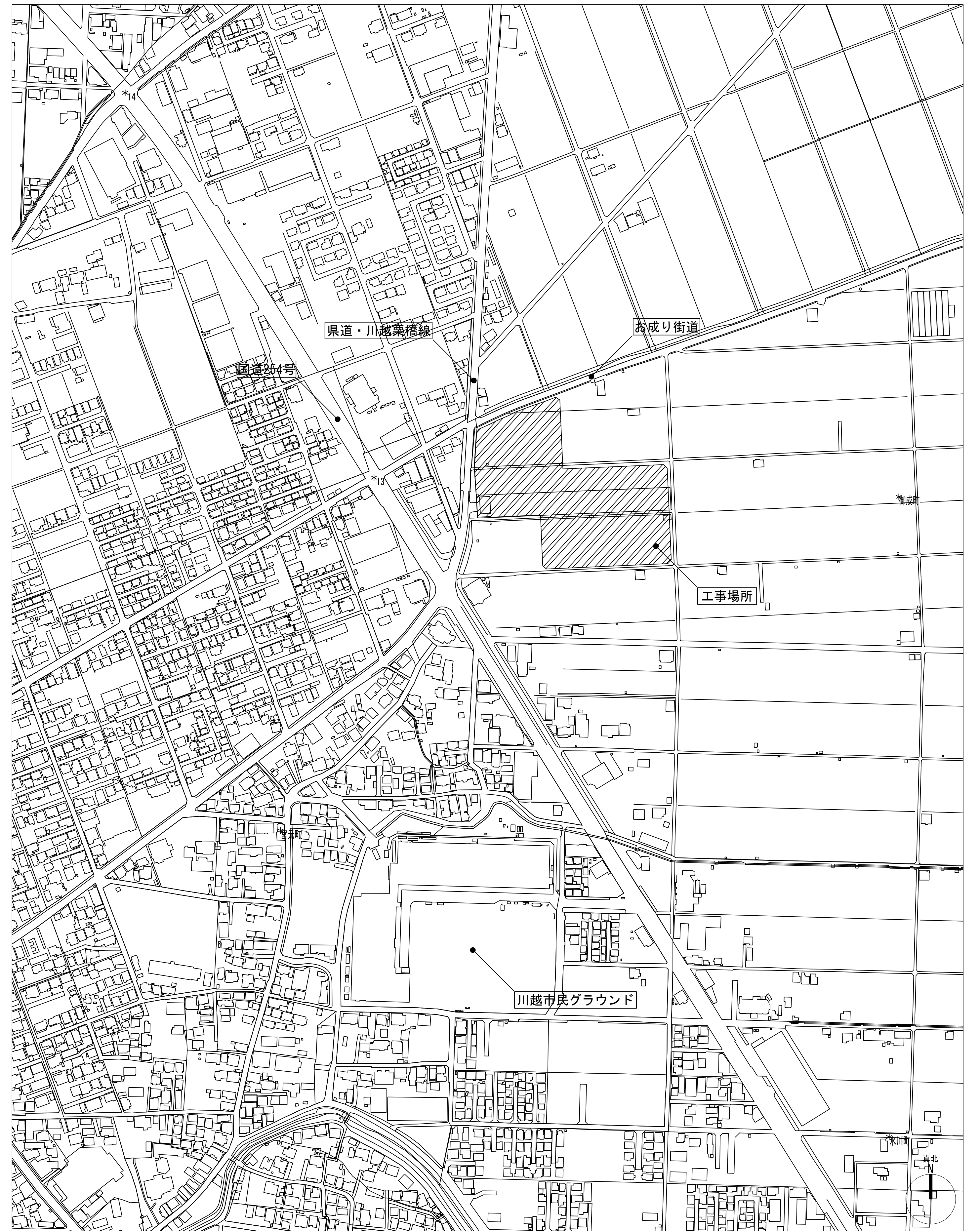
gL(2)

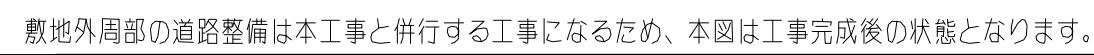
01 特記仕様書

安井建築設計事務所



A1=1:10000
A3=1:20000


$$1 = 1:2500$$
$$3 = 1:5000$$
[illegible]

[illegible]

